

北海道、千歳市及び関係町内会等の間で平成27年8月22日に締結した深夜・早朝の時間帯における航空機の離着陸回数の変更に関する覚書（以下「覚書」という。）別添の1の(2)で別に定める覚書の確認事項（以下「確認事項」という。）(2)に規定する区域（同年10月31日において現に所在する住宅等（同日に建築確認申請が行政機関に受理されている住宅等を含む。）を対象として住宅防音対策を行う区域）は、次のとおりである。

その関係図面は、北海道総合政策部航空局航空課及び千歳市役所に備え置いて、一般の縦覧に供する。

平成27年9月25日

北海道知事 高橋 はるみ

区 域 の 区 分	市 町 (字) 名	地 番 等
対策区域② B工法施工区域	千歳市祝梅	一部
	同 根志越	同
	同 梅ヶ丘1丁目	4番から11番まで
	同 梅ヶ丘3丁目	
	同 弥生1丁目から3丁目まで	
	同 寿1丁目から3丁目まで	
	同 旭ヶ丘1丁目	2番から9番まで
	同 旭ヶ丘2丁目から4丁目まで	
対策区域③ C工法施工区域	同 青葉丘	一部
	同 日の出丘	同
	同 祝梅	同
	同 根志越	同
	同 梅ヶ丘1丁目	1番から3番まで
	同 梅ヶ丘2丁目	
	同 豊里5丁目	8番、9番の一部及び12番の一部
	同 日の出1丁目	1番の一部
	同 日の出2丁目	3番の一部及び4番から7番まで
	同 日の出3丁目	
	同 日の出4丁目	
	同 旭ヶ丘1丁目	1番

(縦覧に供する図面のとおり)

(注) 対策区域②及び対策区域③とは確認事項(2)に定める区域の区分をいい、B工法施工区域及びC工法施工区域とは同項に定めるそれぞれの適用工法区域をいう。